

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

4. 開示理由

上記、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約の内容等に合意を得られ、本日契約を締結いたしましたのでお知らせするものであります。

以上